

証券コード 4425

2019年6月12日

株 主 各 位

東京都新宿区新宿六丁目27番45号

K u d a n株式会社

代表取締役 大野智弘

第5回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第5回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月26日（水曜日）午後6時までに到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時

2. 場 所 東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
「新宿ファーストウエスト」 3階

3. 会議の目的事項

報 告 事 項 第5期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項	第 1 号 議 案	定款一部変更の件
	第 2 号 議 案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
	第 3 号 議 案	監査等委員である取締役3名選任の件
	第 4 号 議 案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
	第 5 号 議 案	監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「計算書類の個別注記表」につきましては法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://kudanir.com/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした計算書類の一部であります。
 3. 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正をすべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://kudanir.com/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 4. 株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- ① 当社は、事業活動のスピードアップ及び経営効率の向上を図るため、本店を移転することとしました。これに伴い、定款に定める本社所在地を東京都渋谷区に変更するものであります。
- ② 当社は、委員の過半数を社外取締役で構成する監査等委員会を設置することにより、取締役会の監督機能を強化し、経営の透明性を一層向上させるとともに、意思決定の更なる迅速化を実現するため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へと移行いたしたく存じます。
これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- ③ 上記の変更に伴い、条数の変更、文言の修正その他の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 (本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を 東京 都新宿区 に置く。 (機 関) 第4条 当会社には株主総会及び 取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人	第1章 総 則 (本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を 東京 都渋谷区 に置く。 (機 関) 第4条 当会社には株主総会及び 取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査等委員会 (削除) 3. 会計監査人

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、<u>8名</u> 以内とする。 (新設) (取締役の選任) 第20条 (新設) 取締役の選任決議は、<u>株主総会</u> において、議決権を行使すること ができる株主の議決権の3分の1 以上を有する株主が出席し、その 議決権の過半数をもって行う。 <u>2</u> 取締役の選任決議は、累積投 票によらないものとする。 (取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後 2年以内に終了する事業年度のう ち最終のものに関する定時株主総 会の終結の時までとする。 (新設) <u>2</u> 増員または任期満了前に退任 した取締役の補欠として選任され た取締役の任期は、現任者または 前任者の任期の残存期間と同一と する。	第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、<u>13名</u> 以内とする。 <u>2</u> 前項の取締役のうち、監査等 委員である取締役は、5名以内と する。 (取締役の選任) 第20条 取締役は、<u>監査等委員で ある取締役とそれ以外の取締役と 区別して株主総会によって選任す るものとする。</u> <u>2</u> 取締役の選任決議は、議決権 を行使することができる株主の議 決権の3分の1以上を有する株主 が出席し、その議決権の過半数を もって行う。 <u>3</u> 取締役の選任決議は、累積投 票によらないものとする。 (取締役の任期) 第21条 取締役 (<u>監査等委員であ る取締役を除く。</u>) の任期は、選 任後1年以内に終了する事業年度 のうち最終のものに関する定時株 主総会の終結の時までとする。 <u>2</u> 監査等委員である取締役の任 期は、<u>選任後2年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関す る定時株主総会の終結の時までと する。</u> <u>3</u> 任期満了前に退任した監査等 委員である取締役の補欠として選 任された監査等委員である取締役 の任期は、前任者の任期の残存期 間と同一とする。

現 行 定 款	変 更 案
(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 取締役会の決議をもって、取締役の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができるものとする。 (取締役会の決議方法) 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。 2 取締役が提案した決議事項について取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u>	(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。 2 取締役会の決議をもって、取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。 (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができるものとする。 (取締役会の決議方法) 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。 2 取締役が提案した決議事項について取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

現 行 定 款	変 更 案
(新設) (取締役会議事録) 第26条 取締役会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。 第27条 (条文省略) (取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 第29条 (条文省略) 第5章 監査役及び監査役会 (監査役の数) 第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。 (監査役の選任) 第31条 監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(重要な業務執行の決定の委任) 第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。 (取締役会議事録) 第27条 取締役会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。 第28条 (現行どおり) (取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。 第30条 (現行どおり) (削除) (削除) (削除)

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の任期) <u>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</u> (常勤監査役) <u>第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u> (監査役会の招集通知) <u>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u> (監査役会の決議方法) <u>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u> (監査役会の議事録) <u>第36条 監査役会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u> (監査役会規程) <u>第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	(削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の報酬等) <u>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u> (監査役の責任免除) <u>第39条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> <u>2 当会社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u>	(削除) (削除)
(新設) (新設) (新設)	第5章 監査等委員 (監査等委員会の招集通知) <u>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u> (監査等委員会の決議方法) <u>第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席して、その過半数をもって行う。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新設) (新設) 第 6 章 会計監査人 第40条～第41条 (条文省略) 第 7 章 計 算 第42条～第45条 (条文省略) (新設) (新設) (新設)	(監査等委員会の議事録) <u>第33条 監査等委員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u> (監査等委員会規程) <u>第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u> 第 6 章 会計監査人 第35条～第36条 (現行どおり) 第 7 章 計 算 第37条～第40条 (現行どおり) 第 8 章 附 則 第 1 条 <u>当会社は、会社法第423条第1項により、第5回定時株主総会終結の前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 第 2 条 <u>第5回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第2項の定めるところによる。</u>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当該定款変更の効力発生時をもって、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（4名）は任期満了となります。つきましては、経営陣の充実強化を図るため1名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
1	おおの ともひろ 大野 智弘 (1969年11月22日)	1993年6月 アンダーセン・コンサルティング東京事務所（現アクセンチュア株式会社） 入社 2000年5月 Andersen Consulting UK（現Accenture UK） 転籍 2002年3月 SN Systems Limited（英国） 入社 2005年4月 株式会社S Nシステムズ 代表取締役就任 2006年5月 Zen United Limited（英国） 設立 取締役 2011年1月 KAYAC EUROPE LIMITED（現 Kudan Limited） 設立 代表取締役（現任） 2014年11月 当社 設立 取締役 2014年12月 当社 代表取締役（現任）	3,727,700株
2	い い づ か けん 飯塚 健 (1980年11月3日)	2005年12月 新日本監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人） 入所 2015年6月 当社 取締役CFO就任（現任）	152,200株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
3	こう だいう 項 大雨 (1984年 8 月30日)	2009年 4 月 トヨタ自動車株式会社 入社 2014年 9 月 マッキンゼー・アンド・カンパニー東京支社 入社 2016年11月 当社 入社 2017年 7 月 当社 取締役COO就任（現任）	17,800株
4	みさわ しんいち 美澤 臣一 (1960年 6 月22日)	1984年 4 月 西武建設株式会社 入社 1989年 4 月 大和証券株式会社（現株式会社大和証券グループ本社）入社 1997年 7 月 ディー・ブレイン証券株式会社 設立 代表取締役社長 1999年 7 月 トランス・コスモス株式会社 入社 事業企画開発本部副本部長 2000年 6 月 同社 取締役 2001年 4 月 同社 常務取締役事業推進本部長 2002年10月 同社 専務取締役 2004年 4 月 同社 専務取締役CFO（最高財務責任者） 2006年 5 月 コ・クリエーションパートナーズ株式会社 代表取締役（現任） 2008年 9 月 株式会社マクロミル 社外取締役 2009年 7 月 株式会社フロンティアインターナショナル 社外監査役（現任） 2010年 6 月 株式会社ナノ・メディア 社外監査役 2011年 7 月 株式会社ザッパラス 社外取締役（現任） 2013年 6 月 ミナトエレクトロニクス株式会社（現 ミナトホールディングス株式会社）社外監査役 2014年 3 月 JIG-SAW株式会社 社外監査役 2015年 6 月 当社 取締役（現任） 2016年 3 月 JIG-SAW株式会社取締役監査等委員（現任）	185,000株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
※ 5	いのう え みずき 井上 瑞樹 (1980年12月14日)	2005年4月 株式会社博報堂 入社 2017年7月 株式会社博報堂DYホール ディングス 出向 上席研究員	87,600株

- (注) 1. ※印は新任の取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 大野智弘氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
4. 美澤臣一氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、過去に上場会社の財務執行責任者として豊富な経験を有しており、財務並びに会計の知見及び企業経営に関する経験を当社取締役会におけるモニタリングに活かして頂けると判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 当社は、美澤臣一氏との間で、会社法第427条第1項の規定及び当社現行定款第29条に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。美澤臣一氏の選任が承認された場合は、同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当該定款変更の効力発生時をもって、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
1	かまた ひろゆき 鎌田 寛之 (1978年9月9日)	2004年6月 新日本監査法人(現EY新日本 有限責任監査法人) 入所 2010年9月 ブリッジ税理士法人 入所 2011年10月 公認会計士長南会計事務所 入所 2016年9月 株式会社NextNinja 入社 2017年4月 当社 監査役(現任)	—
2	むらい たかゆき 村井 孝行 (1981年8月3日)	2007年1月 監査法人トーマツ(現有限責 任監査法人トーマツ) 入所 2001年10月 株式会社MID ストラクチャ ーズ 入社 2013年11月 株式会社MIDベンチャーキャ ピタル 代表取締役(現任) 2015年6月 当社 監査役(現任)	25,000株
3	おぐり ひさのり 小栗 久典 (1969年9月8日)	1992年4月 株式会社東芝 入社 2001年10月 竹田稔法律事務所(現竹田・ 長谷川法律事務所) 入所 2010年1月 外国法共同事務所ジョー ズ・デイ法律事務所 入所 2012年4月 内田・鮫島法律事務所(現弁 護士法人内田・鮫島法律事 務所) 入所 2014年1月 同 事 務 所 パートナー(現 任) 2017年4月 当社 監査役(現任)	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 鎌田寛之氏、村井孝行氏及び小栗久典氏の3氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、現在、鎌田寛之氏、村井孝行氏及び小栗久典氏の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、引き続き独立役員とする予定です。
3. 鎌田寛之氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士及び税理士としての高度な人格と会計・税務に関する専門的知識を有しており、当社経営に対して中立的な立場からの助言を受けるとともに、偏りのない経営の監督・監視を受けるために適任であると判断し、社外取締役（監査等委員）候補者として選任をお願いするものであります。
4. 村井孝之氏は、公認会計士及び税理士としての財務及び会計に関する高度な知見を有しており、その知識経験に基づき、コンプライアンス、リスク管理及び内部統制に関する助言を受けることに期待し、当社経営に対して中立的な立場からの助言を受けるとともに、偏りのない経営の監督・監視を受けるために適任であると判断し、社外取締役（監査等委員）候補者として選任をお願いするものであります。
5. 小栗久典氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業の経営に関与された経験はありませんが、弁護士及び弁理士としての高度な人格と法務・知的財産に関する専門的知識を有しており、当社経営に対して中立的な立場からの助言を受けるとともに、偏りのない経営の監督・監視を受けるために適任であると判断し、社外取締役（監査等委員）候補者として選任をお願いするものであります。
6. 当社は、鎌田寛之氏、村井孝行氏及び小栗久典氏の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。鎌田寛之氏、村井孝行氏、小栗久典氏の選任が承認された場合は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、会社法第427条第1項の規定に基づき、各氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当該定款変更の効力発生時をもって、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2015年6月1日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内とご承認いただき今日に至っております。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠に代えて、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額200百万円以内（うち、社外取締役分年額30百万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」の効力が生じますと、本議案にかかる取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の員数は、5名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものいたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当該定款変更の効力発生時をもって、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、年額30百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」の効力が生じますと、3名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものいたします。

以 上

事業報告

(自 2018年4月1日)
(至 2019年3月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社は、当社を持株会社として、当社の子会社であるKudan Limitedを通じて、機械（コンピュータやロボット）の「眼」に相当するAP(人工知覚)のアルゴリズムを専門とするDeep Tech（深層技術）の研究開発を行っております。AP(人工知覚)は機械の「脳」に相当するAI(人工知能)と並んで相互補完するDeep Tech（深層技術）として、機械を自律的に機能する方向に進化させる技術であります。さらにAI(人工知能)やIoT（Internet of Things）との技術融合に向けたMachine Perception（機械知覚）、Deep Perception（深層知覚）及びNeutral Perception Network（知覚ニュートラルネットワーク）に関する研究開発も進めており、今後幅広い産業での応用と普及を見込んでおります。

このような状況下、当社は、Kudan Limitedを通じて、AP(人工知覚)の基幹技術の一つであるSLAMの独自開発を続けております。前事業年度中には、研究開発マイルストーンの進捗により、SLAMをソフトウェアライセンス化したKudanSLAMを様々な先端技術企業に対して提供することで、自社研究開発の収益化を進めてまいりました。

この結果、当社の当事業年度の経営成績は、売上高147,243千円、営業利益は1,446千円、経常損失は11,051千円、当期純損失は11,341千円となりました。

(2) 資金調達の状況

当社は、2018年6月27日付の定時株主総会において、第三者割当により新株を発行することを決議し、2018年6月29日に払込が完了いたしました。これにより、158,400千円を新たに調達いたしました。

当社は、2018年12月19日に東京証券取引所マザーズに上場いたしました。上場にあたり、2018年12月18日を払込期日とする有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）により、420,955千円を新たに調達いたしました。

(3) 重要な設備投資の状況

該当事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期 (当 期)
	2016 年 3 月 期	2017 年 3 月 期	2018 年 3 月 期	2019 年 3 月 期
売 上 高 (千円)	50,143	104,330	116,693	147,243
経 常 利 益 (千円) (△損失)	2,192	3,756	△6,373	△11,051
当 期 純 利 益 (千円) (△損失)	1,604	1,289	△6,874	△11,341
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円) (△損失)	0.28	0.20	△1.06	△1.69
総 資 産 (千円)	164,115	388,839	367,675	979,309
純 資 産 (千円)	161,429	365,999	359,124	943,298

注 2018年9月13日開催の取締役会決議により、2018年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、第2期の期首に行われたものとして、1株当たり当期純利益(△損失)を算定しております。

(5) 主要な事業内容、主要な営業所等

当社は、AP（人工知覚）技術の研究、開発及び販売等を行う事業会社の株式を保有し、グループ内企業に対する役務提供（管理等業務）、資金提供等を主たる事業内容としております。

当社の営業所は、東京都新宿区に所在する本社のみであります。

(6) 重要な子会社の状況(2019年3月31日現在)

名称	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
Kudan Limited	100英ポンド	100.0%	AP(人工知覚)技術の研究開発

(7) 従業員の状況(2019年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減数
3 名	△ 1 名

注 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は含みません。

(8) 対処すべき課題等

当社の対処すべき課題等は、以下の項目と認識しております。なお、文中の将来に関する事項は、現時点において、当社が判断したものです。

① 開発体制の強化

当社は、「Eyes to the all machines」（全ての機械に眼を与える）をコーポレートビジョンとして掲げております。そのためには、基盤技術及びソフトウェアの開発が不可欠であり、卓越した能力と、専門分野を超えた応用力をもつ人材の確保・育成が必要と考えております。当社は外部機関とも協力し、このような人材の育成及び確保に努めてまいります。

② 内部管理体制の強化

当社は、2014年11月設立の成長段階にある会社であり、また日本法人において英国子会社の管理を遠隔で行っているため、更なる内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。また、企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識し、業務の適正性、財務報告の信頼性確保、及び法令遵守の徹底を進め、その整備を実施いたしました。更なる業容の拡大を図るためには、内部管理体制の拡充を進める必要があり、事業の急速な拡大等に、十分な内部管理体制の構築が追いつかないという事象が生じることのなきよう、拡充と機能向上に努めてまいります。

③ 全世界へのKudanSLAMの認知度向上

当社が今後も高い成長率を持続していくためには、全世界において「KudanSLAM」の認知度を向上させ、新規顧客を獲得することが必要不可欠であると考えております。従来、自動車・カメラ・ウェアラブルグラス等のハードウェア企業やマップビジネス等のソリューション企業を中心とした顧客のニーズを受け個別対応することで認知度向上に向けた取り組みを行ってまいりましたが、今後、当社技術がインフラストラクチャーになるべくセンサ・半導体企業に対する販売活動をより一層強化・推進してまいります。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項(2019年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 26,000,000株

注1. 2018年9月12日開催の臨時株主総会決議により、同日付で定款変更が行われ、発行可能株式総数は70,000株減少し、130,000株となっております。

2. 2018年9月13日開催の取締役会決議により、2018年9月30日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は25,870,000株増加し、26,000,000株となっております。

(2) 発行済株式総数 6,906,600株

注1. 2018年6月29日を払込期日とする第三者割当による新株発行を行っております。これにより、発行済株式総数は1,320株増加し、33,716株となっております。

2. 2018年9月13日開催の取締役会決議により、2018年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は6,709,484株増加し、6,743,200株となっております。

3. 2018年12月19日に、当社株式は東京証券取引所マザーズに上場しております。上場にあたり、2018年12月18日を払込期日とする有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）により、発行済株式総数は123,000株増加し、6,866,200株となっております。

4. 2018年12月20日における新株予約権の行使により、発行済株式総数は40,400株増加し、6,906,600株となっております。

(3) 株主数 999名

(4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
大野 智弘	3,727,700株	53.97%
UNION BANCAIRE PRIVEE	788,000株	11.41%
John Williams	376,600株	5.45%
UNION BANCAIRE PRIVEE, UBP SA, SINGAPORE BRANCH	206,000株	2.98%
美澤 臣一	185,000株	2.68%
飯塚 健	152,200株	2.20%
ARDIAN INTERNATIONAL LIMITED	150,000株	2.17%
高橋 秀明	150,000株	2.17%
斉藤 誠	150,000株	2.17%
国際航業株式会社	130,000株	1.88%

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概況

名称	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第4回 新株予約権
新株予約権の数	298個	323個	109個
保有人数	取締役 1名	取締役 1名	取締役 1名
目的となる株式の種類及び数(注)	普通株式 59,600株	普通株式 64,600株	普通株式 21,800株
新株予約権の行使価格	36,000円	80,000円	80,000円
新株予約権の行使期間	2017年7月1日～ 2025年6月9日	2018年7月1日～ 2026年6月24日	2018年11月30日～ 2026年6月24日
新株予約権の行使条件	原則、行使時において当社グループの役員又は従業員等であること（相続人による行使は認めない）	同左	同左

名称	第5回 新株予約権	第8回 新株予約権
新株予約権の数	161個	16個
保有人数	取締役 1名	監査役 1名
目的となる株式の種類及び数(注)	普通株式 32,200株	普通株式 3,200株
新株予約権の行使価格	80,000円	80,000円
新株予約権の行使期間	2019年3月31日～ 2027年3月13日	2019年6月29日～ 2027年6月13日
新株予約権の行使条件	原則、行使時において当社グループの役員又は従業員等であること（相続人による行使は認めない）	同左

注 2018年9月13日開催の取締役会決議により、2018年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、当該分割による調整後の数であります。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

名称	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権
付与対象者	子会社従業員等	子会社従業員等
新株予約権の数	144個	16個
保有人数	5名	1名
目的となる株式の種類及び数(注)	普通株式 28,800株	普通株式 3,200株
新株予約権の行使価格	120,000円	120,000円
新株予約権の行使期間	2020年6月29日～ 2028年6月18日	2020年9月30日～ 2028年9月2日
新株予約権の行使条件	原則、行使時において当社グループの役員又は従業員等であること（相続人による行使は認めない）	同左

注 2018年9月13日開催の取締役会決議により、2018年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、当該分割による調整後の数であります。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	大 野 智 弘	Kudan Limited 代表取締役
取 締 役	飯 塚 健	CF0
取 締 役	項 大 雨	C00
取 締 役	美 澤 臣 一	コ・クリエーションパートナーズ株式会社 代表取締役 株式会社フロンティアインターナショナル 社外監査役 株式会社ザッパラス 社外取締役 JIG-SAW株式会社 取締役監査等委員
監 査 役 (常 勤)	鎌 田 寛 之	—
監 査 役	村 井 孝 行	株式会社MIDベンチャーキャピタル 代表取締役
監 査 役	小 栗 久 典	弁護士法人内田・鮫島法律事務所 パートナー

注1. 取締役美澤臣一は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。監査役鎌田寛之、監査役村井孝行及び監査役小栗久典は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

2. 監査役鎌田寛之、監査役村井孝行は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 4名 37,965千円 (うち社外取締役 1名 2,100千円)

監査役 3名 9,930千円 (うち社外監査役 3名 9,930千円)

注 2015年6月1日開催の臨時株主総会において、当社の取締役の報酬額を年額200,000千円以内、監査役の報酬額を年額30,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職等に関する事項

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	兼職先との関係
社外取締役	美 澤 臣 一	コ・クリエーションパートナーズ株式会社 代表取締役 株式会社フロンティアインターナショナル 社外監査役 株式会社ザッパラス 社外取締役 JIG-SAW株式会社 取締役監査等委員	特別な関係はありません。
社外監査役	村 井 孝 行	株式会社MIDベンチャーキャピタル 代表取締役	特別な関係はありません。
	小 栗 久 典	弁護士法人内田・鮫島法律事務所 パートナー	特別な関係はありません。

注 当社は上記社外役員各氏の上記兼職先との間にはいずれも特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役	美 澤 臣 一	当事業年度開催の取締役会の全回に出席し、議案、審議等について必要な発言を適宜行っております。
監査役	鎌 田 寛 之	当事業年度開催の取締役会の全回に出席し、議案、審議等について必要な発言を適宜行っております。 また、当事業年度開催の監査役会の全回に出席し、公認会計士・税理士としての専門的見地に基づき、必要な発言を行っております。常勤監査役として、内部監査または会計監査人と連携し、当社の内部管理体制の構築、維持の状況の確認を行っております。
監査役	村 井 孝 行	当事業年度開催の取締役会の全回に出席し、議案、審議等について必要な発言を適宜行っております。 また、当事業年度開催の監査役会の全回に出席し、公認会計士・税理士としての専門的見地に基づき、必要な発言を行っております。
監査役	小 栗 久 典	当事業年度開催の取締役会の全回に出席し、議案、審議等について必要な発言を適宜行っております。 また、当事業年度開催の監査役会の全回に出席し、弁護士・弁理士としての専門的見地に基づき、必要な発言を行っております。

(4) 責任限定契約

取締役美澤臣一、監査役鎌田寛之、監査役村井孝行及び監査役小栗久典は、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社と賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額（その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限る）であります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 14,000千円

当事業年度に会計監査人に支払った非監査業務に係る報酬等の額 1,500千円

- 注1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び監査報酬見積りの算出根拠等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等について同意しております。
3. 当社は、会計監査人（EY新日本有限責任監査法人）に対して、「監査人から引受事務幹事会社への書簡」（コンフォートレター）作成業務の対価を支払っております。

(2) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告します。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備及び運用状況に関する事項

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システム整備の基本方針を定めております。

(1) 内部統制システム構築指針

取締役及び従業員は、高い倫理観と良心をもって職務遂行にあたり、法令及び社内諸規定を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとるものとします。

なお、会社の業務執行の適法性・効率性を確保し、リスク管理に努めるために、この基本方針は経営環境の変化に応じて不断の見直しを図るものとします。

(2) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の構築・維持については、監査役による取締役の業務執行の監視に加え、代表取締役の命を受けた内部監査担当者が、内部監査規定に基づき、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況の把握、監視等を定期的に行い、代表取締役に報告しております。

また、法令や社内規定上疑義のある行為等についてその情報を直接受領する内部通報制度を整備・運用しております。

(3) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、管理部を管掌する取締役を担当役員とし、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的情報により記録し、文書管理規定に定められた期間保存・管理を行うものとしております。なお、取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、担当役員はその要請に速やかに対応するものとしております。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理体制については、リスク管理規定に基づいて、管理部を管掌する取締役を担当役員とし、管理部をリスク責任部門としております。また、管理部は、具体的なリスクを想定、分類し、有事に備え、迅速かつ適切な情報伝達をはじめとする緊急体制を整備するものとし、定期的に取締役会に対してリスク管理に関する事項を報告するものとしております。なお、不測の事態が発生した場合には、代表取締役を部長とする対策本部を設置し、早期解決に向けた対策を講じるとともに、必要となる再発防止策を策定するものとしております。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、全社的な事業計画を定めるものとし、各取締役は、計画達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標及びアクションプランを定めるものとしております。これらの計画の達成に向けて予算管理を月次で行うほか、計画の進捗評価に用いる主要な指標については、部長会議において情報共有されております。また、稟議・決裁等のプロセスが明確化されているため、すべての業務レベルにおいて決定が迅速かつ適正に行われております。このような機関ないし会議体の機能と業務プロセスにおける位置付けに関しては、全役員及び社員の間で共通に認識されているため、計画の策定と推進、その進捗の評価が適正に行われる体制が整っております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

内部監査担当者が協力するとともに、監査業務に必要な補助すべき特定の従業員の設置が必要な場合は監査役がそれを指定できるものとしております。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査業務にかかる指揮命令を受けた従業員は、所属する上長の指揮命令を受けないものとしております。また、当該従業員の人事異動及び人事考課を行う場合は、監査役の意見を聴取し、その意見を十分尊重して実施するものとしております。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、重大な法令違反及び著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったとき等は、遅滞なく監査役に報告するものとします。

監査役は必要に応じていつでも取締役に対し報告を求めることができるものとします。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握できるようにするため、監査役はいつでも取締役及び従業員に対して報告を求めることができ、取締役は社内の重要な会議への監査役の出席を拒めないものとしております。

また、監査役は、内部監査担当者及び会計監査人と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて顧問弁護士との意見交換等を実施するものとしております。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力との取引関係や支援関係を含め一切の接触を遮断し、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶するものとしております。

反社会的勢力から経営活動に対する妨害や加害行為、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合は、管理部が対応を一元的に管理し、警察等関連機関とも連携し、組織全体で毅然とした対応を行う体制を整えております。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定めるとともに、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の整備、維持、向上を図っております。

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況は、以下のとおりとなっております。

財務報告の有効性に関する評価、各部署における業務の統制状況並びに法令遵守の状況については、常勤監査役及び会計監査人と内部監査担当者が連携して計画的に実施する内部監査により検証しており、各々の検証結果については内部監査報告書として代表取締役及び常勤監査役に対し、報告を行っております。

常勤監査役は、経営に重大な影響を及ぼすリスクについて適切に対応しているか業務執行を行う取締役に応時確認しており、その検証結果は監査役会において情報共有し、必要に応じて代表取締役に報告しております。

また、コンプライアンスに抵触する事態の発生を予防するため、全社員に対しコンプライアンスの教育・研修を継続的に実施し、コンプライアンス意識の定着と浸透を図っております。

計 算 書 類

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	969,211	流 動 負 債	36,011
現 金 及 び 預 金	837,128	未 払 金	8,109
売 掛 金	36,180	預 り 金	753
短 期 貸 付 金	94,243	未 払 費 用	1,308
そ の 他	1,658	未 払 法 人 税 等	4,391
		そ の 他	21,448
		負 債 合 計	36,011
固 定 資 産	10,098	(純 資 産 の 部)	
有 形 固 定 資 産	413	株 主 資 本	943,298
工具、器具及び備品	413	資 本 金	479,912
投資その他の資産	9,685	資 本 剰 余 金	479,912
関係会社株式	8,790	資 本 準 備 金	479,912
差 入 保 証 金	895	利 益 剰 余 金	△16,526
		その他利益剰余金	△16,526
		繰越利益剰余金	△16,526
		純 資 産 合 計	943,298
資 産 合 計	979,309	負債及び純資産合計	979,309

損益計算書

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		147,243
売 上 原 価		—
売 上 総 利 益		147,243
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		145,796
営 業 利 益		1,446
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,008	
そ の 他	11	4,020
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	835	
株 式 交 付 費	4,651	
株 式 公 開 費 用	11,032	16,518
経 常 損 失		11,051
税 引 前 当 期 純 損 失		11,051
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		290
当 期 純 損 失		11,341

株主資本等変動計算書
(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主資本合計	
		資 本 準 備 金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	182,155	182,155	182,155	△5,185	△5,185	359,124	359,124
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	297,757	297,757	297,757			595,515	595,515
当 期 純 損 失				△11,341	△11,341	△11,341	△11,341
当期変動額合計	297,757	297,757	297,757	△11,341	△11,341	584,173	584,173
当 期 末 残 高	479,912	479,912	479,912	△16,526	△16,526	943,298	943,298

独立監査人の監査報告書

2019年 5月28日

K u d a n株式会社
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 善方 正義 ㊞

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊東 朋 ㊞

業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、K u d a n株式会社の2018年4月1日から2019年4月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月28日

K u d a n株式会社 監査役会

常勤監査役 鎌田 寛之 ㊞

(社外監査役)

社外監査役 村井 孝行 ㊞

社外監査役 小栗 久典 ㊞

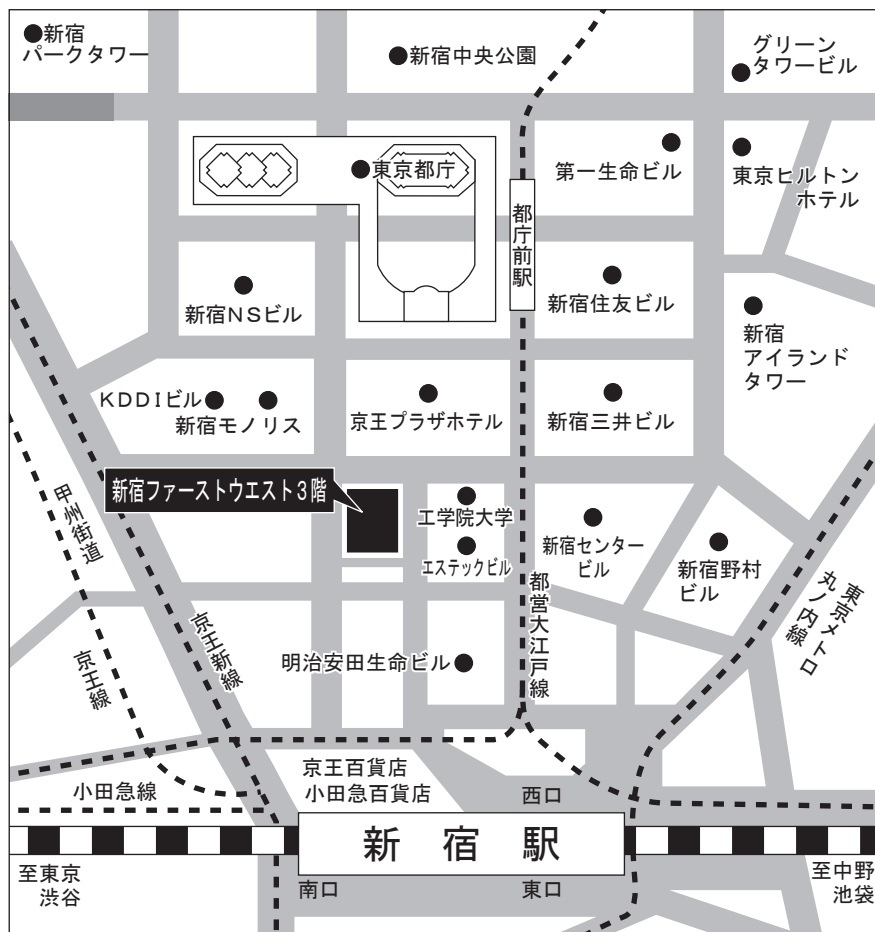
以上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

[illegible]

株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
「新宿ファーストウエスト」3階



(交通のご案内)

J R 「新宿駅」 西口 徒歩5分

京王線、小田急線、東京メトロ丸ノ内線、都営新宿線「新宿駅」 徒歩5分